

大阪市発行の重度障がい者医療証・こども医療証に附属する「食事・生活療養標準負担助成証明書」の使用方法

大阪府内の医療機関に入院したときに、食事代の自己負担の助成を受けるためには、次の3点の証明書等を窓口で提示する必要があります。

保険証
(オンラインで確認できる場合はマイナンバー可)

- ・未取得の場合は、健康保険証の発行元に申請をしてください。大阪市国保、大阪府後期(大阪市にお住まいの方のみ)の方はお住まいの区の区役所(保険年金担当)に申請をしてください。
- ・「マイナ認定」(オンライン資格確認)ができる医療機関で確認を受けることができる場合は、提示は不要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
対象者氏名	氏名
生年月日	生年月日
発効期日	発効期日
適用区分	適用区分
長期入院該当年月日	長期入院該当年月日
保険者番号並びに交付者の名称及び印	交付者印

この証は、大阪府以外では使えません。(裏面あり)

障がい者医療 医療証	
公費負担者番号	8 0 2 7 4 0 1 2
受給者番号	7 6 5 4 3 2 1
対象者	居住地 530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 氏名 大阪 市郎 生年月日 昭和61年12月24日
有効期間	令和04年11月01日から 令和05年10月31日まで
発行機関名及び印	大阪市長 ○○区保健福祉センター 保健福祉課 電話 ****-9857 FAX ****-**** <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">公印</div>
交付年月日	令和04年11月01日

この証明書は、大阪府以外では使えません。

食事・生活療養標準負担額助成証明書	
助成額	「標準負担額減額」後の自己負担額 ただし、左記医療証の有効期間内に限る
切り離し無効	【注意事項】 入院時は、この証と併せて必ず「 限度額適用・標準負担額減額認定証 」を提示してください。 提示がない場合は、この証明書による助成を受けることができません。ただし、「マイナ受付」に対応している保険医療機関でオンラインにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の資格を確認できる場合は提示の必要はありません。 医療証記載の者は大阪市重度身体障害者等医療費助成規則に基づき、入院時食事療養及び入院時生活療養にかかる標準負担額 (食事の提供にかかるとに限る) の助成資格を有することを証明する。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 大阪市長 公印 </div>

・右側に「食事・生活療養標準負担助成証明書」がないものは、助成対象外です。表面の「1助成対象者」に該当する場合は、お住まいの区の区役所(医療助成担当)にご申請ください。

「マイナ認定」を行っている医療機関でオンラインにより「限度額適用・標準負担額減額認定証」の資格確認が受けられる場合をのぞいて、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示がないと、一旦、自己負担をお支払いいただく必要がありますのでご注意ください。

必要な証明証の取得が間に合わなかったときや大阪府外の医療機関に入院した場合は、払い戻しの申請を行ってください。

所得が変わったことなどにより、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が対象外になった時は、医療証の有効期限内であっても食事代の自己負担の助成も対象外になります。助成対象外になった後に助成を受けたときは、返金していただきます。